

働き方改革推進支援助成金交付要綱
(労働時間短縮・年休促進支援コース)

(通則)

第1条 働き方改革推進支援助成金労働時間短縮・年休促進支援コース（以下「本助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び関係書類の提示及び監査)

第2条 本助成金は、働き方改革の推進に向けて、中小企業事業主が、時間外労働の上限設定、年次有給休暇や特別休暇の取得促進のため研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とする。

2 所轄都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、中小企業事業主に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

(定義)

第3条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業事業主 別に定めるところにより、本助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）ができ、交付対象となり得る事業主をいう。

(2) 指定事業場 中小企業事業主が、様式第1号別添（以下「事業実施計画」という。）において指定した事業場をいう。

(改善事業及び助成対象経費)

第4条 本助成金は、中小企業事業主が、次に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち第4項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で交付する。

（1）労務管理担当者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む。）、労働者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む。）、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の整備、人材確保に向けた取組の事業

（2）労務管理用ソフトウェア等、労務管理用機器、デジタル式運行記録計、その他の労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の事業

2 第2条の目的に照らし、次の内容を含むものは、その限りにおいて前項の改善事業とすることはできない。

（1）法令等で義務づけられている措置に係る内容

（2）単なる経費削減を目的とした内容

（3）単なる労働者の不快感の軽減や作業快適化を図ることを目的とした内容

（4）労務管理に関する専門的知識を自ら活用できる事業場（社会保険労務士事務所等）について、国の支援を要さずに取り組むことが可能である内容

（5）日本国外で実施する内容

（6）事業実施予定期間（第1項に定める改善事業を実施する期間として第14条を踏まえて中小企業事業主が予定し、第11条の交付決定を得た期間をいう。以下同じ。）ではない期間に実施する内容

3 改善事業を実施するに当たり、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号。以下「設定改善指針」という。）に基づき、次の措置をすべて実施すること。

（1）労使の話し合いの機会の整備（労働時間等設定改善委員会の設置等）

（2）労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望に応じるための担当者の配置

（3）労働者に対する事業実施計画の周知

4 助成対象経費は、交付決定日から支給申請日までの期間において実際に支出した費用であり、かつ、第1項に掲げる改善事業の実施に要した費用のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印

刷製本費、原材料費、広告宣伝費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、備品費及び委託費とする。

(成果目標)

第5条 中小企業事業主は、前条第1項の改善事業を計画するに当たり、時間外労働の上限設定又は年次有給休暇や特別休暇の取得促進について、次の各号から1つ以上の成果目標を選択し、その達成に向けた内容とすること。

(1) 時間外・休日労働の上限設定

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間（1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間）を超える時間外労働（法定労働時間を超えるものをいう。また、休日労働時間は含まない。以下同じ。）の実態があることを要する。

イ 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に有効期間の始期を含む時間外・休日労働に関する協定（労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第36条に基づく労使協定。以下「36協定」という。）について、労働時間を延長して労働させることができる時間及び休日において労働させることができる時間を短縮することとし、（ア）又は（イ）のいずれかの範囲内で、時間外労働時間数及び休日労働時間数を設定の上、所轄労働基準監督署長に届け出ることとする。

（ア）時間外労働時間数及び休日労働時間数の合計（以下「時間外・休日労働時間数」という。）を月60時間以下に設定

（イ）時間外・休日労働時間数を、月60時間を超え月80時間以下に設定

ウ 本成果目標を選択する場合、第10条に基づく交付申請の前に、全ての指定事業場において、36協定における延長することができる時間数について一定の時間数（上記イ（ア）を選択する場合は月60時間、上記イ（イ）を選択する場合は月80時間）を超えて協定し、かつ、交付申請日を有効期間に含む36協定を、所轄労働基準監督署長に届け出ていることを要する。当該36協定の対象期間の始期が令和8年1月1日以後である場合、当該36協定の対象期間の始期の前日を対象期間の終期とする36協定についても、併せて延長することができる時間数に係る本

要件を満たすことを要する。

(2) 年次有給休暇の計画的付与の導入

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、労基法第39条第6項に基づく年次有給休暇の計画的付与を新たに導入することとする。

イ 本成果目標を選択する場合、事業実施予定期間において、労基法第39条第6項に基づく労使協定を締結し、かつ、当該労使協定が有効であることを要する。併せて、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間に、休暇に関する定めとして就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

ウ 次のいずれかに該当する中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできない。

ア 既に年次有給休暇の計画的付与に係る労使協定を締結している場合

イ 全ての指定事業場において、年次有給休暇の付与日数が5日以下の労働者しか雇用されていない場合

(3) 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入

ア 本成果目標を選択する場合、全ての指定事業場において、労基法第39条第4項に基づく時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を新たに導入し、かつ、設定改善指針2（2）の措置として、いずれか1種以上の特別休暇を新たに導入することとする。

イ 本成果目標を選択する場合、事業実施予定期間において、労基法第39条第4項に基づく労使協定を締結し、かつ、当該労使協定が有効であることを要する。併せて、常時10人以上の労働者を使用する指定事業場においては、事業実施予定期間において、就業規則に関連の規定を設け、所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行することを要する。

ウ 次のいずれかに該当する中小企業事業主は、本成果目標を選択することはできない。

(ア) 既に時間単位年休に係る労使協定を締結している指定事業場がある場合（ただし、時間単位の特別休暇を導入する場合において、時間単位年休の日数が5日未満であり、当該日数を5日に変更する場合においてはこの限りでない。）

(イ) 導入しようとする特別休暇について、既に導入している指定事業場がある場合

(交付額及び補助率)

第6条 本助成金の交付額は、第7条に定める助成上限額の範囲で、改善事業の実施に要した費用の合計額に、第2項に定める補助率を乗じた額とする。算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助率は、4分の3とする。ただし、中小企業事業主が常時使用する労働者数が30人以下の場合、第4条第1項第2号の事業を実施し、かつ、改善事業の実施に要した費用の合計額が30万円を超えるときは、補助率を5分の4とする。

(助成上限額)

第7条 第5条第1号の成果目標(時間外・休日労働の上限設定)を達成した場合、(A)交付申請日を有効期間に含む36協定の時間外労働時間数及び(B)事業実施予定期間に届け出た36協定の時間外労働時間数に応じて、表1のとおりとする。指定事業場により適用される助成上限額が異なる場合は、最も高い額とする。

(表1)

(A) \ (B)	月60時間以下	月60時間を超え 月80時間以下
月60時間を超え 月80時間以下	100万円	—
月80時間超	150万円	50万円

2 第5条第2号の成果目標(年次有給休暇の計画的付与の導入)を達成した場合及び第5条第3号の成果目標(時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入)を達成した場合は、それぞれ25万円を助成上限額とする。

(賃上げ加算)

第8条 中小企業事業主は、第5条の成果目標に加えて、指定事業場で指定する労働者(以下「賃上げ対象労働者」という。)の時間当たり賃金額を引き上げることを成果目標にすることができる。ただし、中小企業事業主は、雇入れ日の翌日から交付申請日までの期間が3箇月を超えない労働者を賃上げ対象労働者として指定することはできない。また、賃上げ対象労働者の人数は30人以下とし、賃金額の引上げ率については3%以上、5%以上又は7%以上のいずれ

れかを選択するものとする。

- 2 本成果目標を追加する場合、賃上げ対象労働者の人数の合計、引上げ率及び中小企業事業主が常時使用する労働者数に応じて、下表2のとおり、第7条の助成上限額に加算する。
- 3 本成果目標を追加する場合、交付申請日から事業実施予定期間の終期までの期間において、次の(1)及び(2)をいずれも満たすことを要する。
 - (1) 就業規則、労働協約又はこれらに準ずるものの作成又は変更を行い、施行すること。常時10人以上の労働者を使用する指定事業場が就業規則によりこの要件を満たそうとする場合、同期間内に、当該就業規則を所轄労働基準監督署長に届出を行い、施行すること。
 - (2) 引上げ後の賃金を1箇月分以上支払うこと。
- 4 本成果目標を追加する場合、第18条第2項及び別途定めるところにより、賃金の支払状況について労働局長に報告することを併せて要する。

(表2)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数 引上げ率	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5%以上	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7%以上	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

(常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合)

引上げ人数 引上げ率	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5%以上	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)
7%以上	72万円	144万円	240万円	1人当たり24万円 (上限720万円)

(常時使用する労働者数が10人未満の場合)

引上げ人数 引上げ率	1～3人	4～6人	7～9人

3 % 以上	6 万円	12 万円	20 万円
5 % 以上	60 万円	120 万円	200 万円
7 % 以上	90 万円	180 万円	300 万円

(割増賃金率引上げ加算)

第 9 条 中小企業事業主は、第 5 条の成果目標に加えて、労基法第 37 条第 1 項に基づく時間外労働に係る割増賃金の率に、次の第 1 号、第 2 号又はその両方の内容で上乘せし、指定事業場における割増賃金の率（以下「所定割増賃金率」という。）を引き上げることが出来る。

(1) 月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を 5 % 以上引き上げること。

(2) 月 45 時間を超えて月 60 時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を 5 割以上とし、かつ、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、いずれか 1 箇月における時間外労働の時間数を、交付申請日の属する月を基準として、労働者 1 人当たり 10 時間以上削減すること。

2 全ての指定事業場において、令和 8 年 4 月 1 日以前の 2 年間に於いて、少なくとも 1 箇月、月 45 時間（1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月 42 時間）を超える時間外労働の実態がなければ、前項第 2 号の成果目標を追加することはできない。

3 第 1 項第 1 号の成果目標を追加する場合は 25 万円、前項第 2 号の成果目標を追加する場合は 75 万円、前項第 1 号及び第 2 号の成果目標をいずれも追加する場合は 100 万円を、第 7 条の助成上限額に加算する。

4 第 1 項の成果目標を追加する場合、交付申請後から事業実施予定期間の終期までの期間において、就業規則、労働協約又はこれに準ずるものの作成又は変更を行い、施行することを要する。常時 10 人以上の労働者を使用する指定事業場が就業規則によりこの要件を満たそうとする場合、同期間内に、当該就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出ること。

(交付申請)

第10条 本助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、様式第1号、事業実施計画及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施年度の11月30日午後5時までに交付申請を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等中小企業事業主の責めに帰すべきでない事由による期日後の交付申請については、続く改善事業の実施に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 事業実施年度における国の予算の状況により、前項の期日は予告なく変更する場合がある。

(交付決定等)

第11条 労働局長は、前条の規定による交付申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第39条第1号に基づき、中小企業事業主が改善事業を実施することが適当であると認めるときは、交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、様式第2号により中小企業事業主に通知するものとする。

2 労働局長は、代理人又は社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省
労働省令第1号。以下「社労士則」という。）第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者による交付申請の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、中小企業事業主に対して通知する。

3 労働局長は、中小企業事業主が改善事業を実施することは適当でないと認めた場合は、不交付の決定（以下「不交付決定」という。）を行い、様式第3号により、当該中小企業事業主に通知するものとする。

4 労働局長は、交付申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付決定又は不交付決定を行うものとする。

5 労働局長は、次の場合には交付決定を行わないものとする。

(1) 交付申請の内容が、本交付要綱及び別に定める交付要件を満たさない場合

(2) 事業実施年度における全国の交付申請額の総額が、当年度における国の予算額を超過するおそれがある場合

(3) 中小企業事業主が、交付申請日の前日から起算して過去5年間に、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第

- 50号) 第3章の2若しくは雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章に基づき支給される給付金(以下「他の助成金等」という。)について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
- (4) 代理人又は事務代行等を行う社会保険労務士が、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した場合
 - (5) 中小企業事業主又はその役員等のうちに、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した者がある場合
 - (6) 中小企業事業主又はその役員等のうちに暴力団員に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合
 - (7) 中小企業事業主が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合
 - (8) 中小企業事業主が交付決定までに倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度ある場合
 - (9) 中小企業事業主が、事業実施年度の前年度より前のいずれかの保険年度において労働保険料を滞納し、現在まで滞納が解消されていない場合
 - (10) 改善事業の受託者が、中小企業事業主本人、申請代理人又はこれと同一視できる者である場合
 - (11) その他、中小企業事業主が改善事業を行うことは適切でないと労働局長が認める場合
- 6 交付決定については、次の制限及び調整を行うものとする。
- (1) 労働局長は、交付申請が以下のいずれかに該当する場合には、同一の中小企業事業主について交付決定を行わないものとする。
 - ① 同一年度内に、同一の改善事業又は成果目標について、国又は地方公共団体から他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けている場合
 - ② 過年度に行った交付申請及び他のコースに係る交付申請を含め、第5条の成果目標を同じくする交付申請である場合
 - (2) 労働局長は、同一年度内の交付申請である場合には、同一の中小企業事業主について、2回以上の交付決定を行わないものとする。同一の中小企業事業主が不交付決定を受けた場合及び既に受けた交付決定の全部又は一部を取り消した場合も同様とする。

(決定通知後の申請の取下げ)

第12条 中小企業事業主は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

(契約等)

第13条 中小企業事業主は改善事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間)

第14条 中小企業事業主が改善事業を実施することができる期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の1月31日までの期間とする。ただし、会計年度独立の原則（財政法（昭和22年法律第34号）第12条）の遵守に支障が生じない限りにおいて、交付決定等により、労働局長がこれと異なる期間について決定することを妨げるものではない。

(交付決定内容の変更)

第15条 中小企業事業主は、第11条第1項の交付決定を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第4号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない（軽微な変更を除く。）。

- 2 第21条第1項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。
- 3 労働局長は、第1項の規定による変更の申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、申請の内容が適當であると認めるときは、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号により中小企業事業主に通知するものとする。このとき、労働局長は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 労働局長は、申請の内容が適當でないときと認められた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号により、中小企業事業主に通知するものとする。

(改善事業の自主的な中止又は廃止)

第16条 中小企業事業主は、改善事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第7号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 労働局長は、第1項の規定による中止又は廃止の申請があった場合は、これを審査し、申請の内容が適当であると認めたときは、様式第7号の2により、中小企業事業主に通知するものとする。

3 中止した改善事業を再開させようとする場合、中小企業事業主は第15条第1項に基づき事業実施計画変更申請を行い、事業実施予定期間等の変更について、労働局長の承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第17条 中小企業事業主は、地震、津波、風水害等の災害その他避けることのできない事由により、やむを得ず、改善事業が事業実施予定期間内に実施できないと見込まれる場合又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第18条 中小企業事業主は、改善事業の実施状況について、労働局長から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号を労働局長に提出しなければならない。

2 第8条によって賃金の引上げを行い、第20条に基づき交付額の確定を受けた中小企業事業主は、賃金を引き上げた後、6箇月分の賃金を支払った日(以下「6箇月後基準日」という。)までの賃金の支払状況について、様式第9号の2を、6箇月後基準日から起算して30日以内に、労働局長に提出しなければならない。

(支給申請)

第19条 改善事業を実施した中小企業事業主は、様式第10号、様式第11号及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施予定期間の終期から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月5日のいずれか早い日までに、改善事業の実施結果の報告及び支給の申請(以下「支給申請」という。)を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等中小企業事業主の責めに帰すべきでない事由による期日後の支給

申請については、会計年度独立の原則の遵守に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

- 2 前項の期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(交付額の確定等)

第20条 労働局長は、前条の規定による支給申請があった場合、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、改善事業を実施した結果が交付決定の内容又は第15条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（以下「交付額の確定」という。）し、様式第12号により、当該中小企業事業主に通知するものとする。

- 2 労働局長は、代理人又は社労士則第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、中小企業事業主に対して通知することとする。
- 3 労働局長は、支給申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付額の確定等を行うものとする。
- 4 労働局長は、次の場合には交付額の確定を行わないこととする。
 - (1) 支給申請が交付決定の内容等に適合しないと認めるとき
 - (2) 支給申請が支給申請の審査について別に定める要件を満たさないとき

(消費税仕入控除税額の取扱)

第21条 中小企業事業主は、第10条の交付申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 労働局長は、第11条の交付決定を行うに当たり、前項により消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額

を減額するものとする。

- 3 労働局長は、第1項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 中小企業事業主は、第18条の状況報告又は第19条の支給申請を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第22条 中小企業事業主は、改善事業実施後に、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければならない。ただし、前条第4項により、当該消費税仕入控除税額を減額して状況報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、様式第14号により、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、消費税仕入控除額が0円の場合はこの限りでない。
- 3 前項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第23条 労働局長は、次に掲げる場合には、第11条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 中小企業事業主が、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 中小企業事業主が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない状況であるにもかかわらず、本助成金を受け、又は受けようとした場合（以下「不正受給」という。）
- (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を実施又は継続する必要がなくなった場合
- (4) 選択した成果目標について、中小企業事業主が達成できなかった場合
- (5) その他、交付決定後に生じた事情により、当該事業主に本助

成金の交付を行うことが適切でないとして労働局長が認める場合

2 労働局長は、支給申請が次のいずれかに該当する場合には、第11条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、支給申請が（1）に該当する場合に限り、労働局長は、第11条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことに加え、交付決定を変更することもできる。

（1）労働局長が定める期限までに、不足又は不備のない支給申請が行われない場合（前項第1号に該当する場合を除く。第20条第4項の事由により支給決定を行わないまま、労働局長が定める期限を経過した場合を含む。）

（2）申請者が中小企業事業主でなくなったことを確認した場合

（3）中小企業事業主が、交付決定後において、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法第3章の2若しくは雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合

（4）中小企業事業主が、交付決定後において、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合

（5）中小企業事業主が、交付決定後において、倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度生じた場合

（6）改善事業の受託者が、中小企業事業主本人、申請代理人またはこれと同一視できる者である場合

3 労働局長は、第1項及び第2項のいずれかに該当するとして、交付決定の全部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2により、中小企業事業主に通知する。

4 労働局長は、交付決定額の一部を支給しない処分を行おうとする場合には、様式第3号の2により交付決定の内容を変更するとともに、第20条に基づき、様式第12号により交付額の確定を通知すること。

（助成金の返還、加算金及び延滞金）

第24条 労働局長は、前条第1項に基づき交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に支給されているときは、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、様式第14号により中小企業事業主に通知する。

2 労働局長は、前項の返還を命ずる場合、当該命令に係る助成金を中小企業事業主が受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を、併せて命ずるもの

とする。

- 3 第1項に基づき返還を命じる助成金及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(公表)

第25条 労働局長は、本助成金の支給に係る適正な履行を担保し、不正受給を予防するため、中小企業事業主の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、下記(1)ないし(4)を公表すること。

- (1) 不正受給を行った中小企業事業主の名称及び代表者の氏名
- (2) 不正受給に係る指定事業場の名称、所在地及び事業の概要
- (3) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した年月日並びに返還を命じた額及び返還状況
- (4) 不正受給の内容

(財産の管理等)

第26条 中小企業事業主は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、改善事業の実施後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第27条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 中小企業事業主は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第28条 中小企業事業主は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 中小企業事業主は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに、第20条に基づく交付額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。ただし、改善事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の保管期間にかかわらず、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第29条 中小企業事業主等は、第10条第1項に基づく交付の申請、第12条に基づく申請の取下げ、第15条第1項に基づく計画の内容の変更、第16条第1項に基づく改善事業の自主的な中止又は廃止、第17条に基づく事業遅延の届出、第18条に基づく状況報告、第19条に基づく支給申請、第22条第1項に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第27条第2項に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第30条 労働局長は、第11条に基づく交付決定等、第15条第3項に基づく承認、第16条第1項に基づく承認、第20条に基づく交付額の確定等、第22条第2項の規定に基づく返還命令、第23条に基づく交付決定の取消し若しくは変更、第24条第1項に基づく返還命令、第26条第2項に基づく納付命令（第27条第3項により準用する場合を含む。）又は第27条第2項に基づく承認について、中小企業事業主が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について、電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第31条 本助成金の交付及び支給に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

(附則)

この交付要綱の規定は、令和8年4月13日以降に行われた交付申請等について適用する。

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

(11) 現に倒産しておらず、かつ、R8. 4. 1～R9. 3. 31 の間に倒産の見込みもない	<input type="checkbox"/>
(12) R8. 3. 31 以前に、労働保険料を滞納したことがない	<input type="checkbox"/> 滞納したことがない <input type="checkbox"/> 滞納したことはあるが、現在は解消している
(13) 本年度において、国や地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む)・助成金を申請している又は受給した	<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない <input type="checkbox"/> 申請している(審査中) 補助金の名称 [] <input type="checkbox"/> 受給した 補助金の名称 [] 受給した時期 年 月頃

(14) 本助成金の振込を希望する口座			
金融機関名		支店名	
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(右詰め)	
口座名義(カタカナ)			

※ 以下の項目は、いずれの選択肢を選んでも、本助成金の審査には影響しません。

※ 全ての事業者が建設業に対しての発注者・施主、運送業に対しての荷主となる可能性があり、またすべての労働者が医師に対しての患者となる可能性があります。業種等にかかわらず、すべての申請者をご確認ください。

<p>(15) 各業種等の取引改善等に向け、以下の事項について協力する</p> <p>【建設業】 発注者・施主となった場合、週休2日工事の推進のため、<u>著しく短い工期による契約締結を行わないこと。</u></p> <p>【自動車】 荷主となった場合、運送契約の締結等に際して、<u>提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む)等について記載した書面を交付すること。</u></p> <p>【医師】 病院・診療所の診療時間内に診療ができるように、<u>労働者の休暇取得に配慮すること。また、労働者に対し、病院・診療所の診療時間内に受診するように呼びかけを行うこと。</u></p>	<input type="checkbox"/> 協力する <input type="checkbox"/> 協力しない
---	---

働き方改革推進支援助成金事業実施計画

1 労働時間等設定改善のための措置

	措置内容	実施予定時期(※)
(1) 労使の話合いの 機会の整備	労働時間や年次有給休暇などに関する事項について、労使で話し合う機会を設け、会議を開催し議事録を作成する。 会議の名称 開催頻度(開催予定時期)	
(2) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	職場の意識を改善するため、労使からの労働時間に関する個別の苦情、意見及び要望を受け付ける担当者として、 職名： 氏名： を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を整備する。	
(3) 労働者に対する 事業実施計画の周知	労働者に対して、働き方改革推進支援助成金事業実施計画(様式第1号別添、続紙1、続紙2、別紙1)の周知を図るため、 <input type="checkbox"/> 社内メール <input type="checkbox"/> 事務所の見やすい場所へ掲示 <input type="checkbox"/> 労働者に直接文書を交付 <input type="checkbox"/> その他() を実施する。	

※ 既に実施している場合には「実施中」と併記すること。

2-1 改善事業及び成果目標

(1) 改善事業(1つ以上選択)	
<input type="checkbox"/> ① 労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> ② 労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> ③ 外部専門家によるコンサルティング <input type="checkbox"/> ④ 就業規則、労使協定等の作成・変更 <input type="checkbox"/> ⑤ 人材確保に向けた取組	<input type="checkbox"/> ⑥ 労務管理用ソフトウェアの導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑦ 労務管理用機器の導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑧ デジタル式運行記録計の導入・更新 <input type="checkbox"/> ⑨ ⑥～⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
(2) 成果目標(①から③は1つ以上選択)	
<input type="checkbox"/> ① 時間外労働の上限設定 <input type="checkbox"/> ② 年休の計画的付与の導入 <input type="checkbox"/> ③ 時間単位年休及び特別休暇の導入	<input type="checkbox"/> ④ 賃金引上げ <input type="checkbox"/> ⑤ 割増賃金率引上げ

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第1号別添(続紙1)

2-2 改善事業

(1) 指定事業場数(詳細は別紙1に記載)	事業場	
(2) 事業実施予定期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 交付決定の日から ~ 年 月 日
(3) 改善事業の詳細		
ア 2-1(1)①~⑤の改善事業を実施する場合		
<input type="checkbox"/> ①労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> ④就業規則、労使協定等の作成・変更		
<input type="checkbox"/> ②労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> ⑤人材確保に向けた取組		
<input type="checkbox"/> ③外部専門家によるコンサルティング		
改善事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳【 <input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 】
アの所要額計		円
イ 2-1(1)⑥~⑨の改善事業を実施する場合		
<input type="checkbox"/> ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑦労務管理用機器の導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑧デジタル式運行記録計の導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑨⑥~⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新		
改善事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳【 <input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 】
イの所要額計		円
アの所要額及びイの所要額の合計		円

※ 「改善事業の内容」欄については、改善事業の実施に向けて、現状の作業方法に係る課題及び改善事業による生産性の向上や労働能率の増進の見込みについて、具体的かつ客観的に記入すること。

※ 「所要額の内訳」欄を記入する際には、支給要領第3の3(4)の経費上限額に留意すること。

2-3 成果目標

(1) 成果目標の詳細	
① 時間外・休日労働の上限設定	上限額 万円
ア 全ての指定対象事業場において、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間(1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間)を超える時間外労働の実態がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ【改善事業実施前】 交付申請日を有効期間に含む36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数が <input type="checkbox"/> 月80時間超 <input type="checkbox"/> 月60時間を超え月80時間以下	
ウ【改善事業実施後】(予定) 事業実施予定期間に届け出る36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を <input type="checkbox"/> 月60時間以下に設定 <input type="checkbox"/> 月60時間を超え月80時間以下に設定	
② 年休の計画的付与の導入	上限額 万円
ア 年次有給休暇の計画的付与に係る労使協定を締結していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ いずれかの指定事業場において、年次有給休暇の付与日数が5日を超える労働者がいる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 時間単位年休及び特別休暇の導入	上限額 万円
ア 導入する特別休暇の種類(1つ以上を選択) <input type="checkbox"/> (イ) 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ニ) 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ホ) 単身赴任者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ヘ) 自発的な職業能力開発を図る労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ト) 地域活動等を行う労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (チ) その他特に配慮を必要とする労働者に対する特別休暇 特別休暇名 []	
イ 事業実施予定期間中、指定事業場における、 ・時間単位年休の取得見込み _____ 人 延べ 時間 ・特別休暇の取得見込み _____ 人 延べ 日・時間	
ウ 時間単位の年次有給休暇に係る労使協定を締結していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
エ 導入しようとする特別休暇(上記アで選択した特別休暇)について、既に導入している指定事業場がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(2) 追加する成果目標の詳細(追加しない場合は記入不要)	
④ 賃金引上げ	加算額 万円
ア 引上げ率	<input type="checkbox"/> 3%以上 <input type="checkbox"/> 5%以上 <input type="checkbox"/> 7%以上
イ 賃上げ対象労働者数 (詳細は別紙2に記載)	人
ウ 引上げ時期(予定)	年 月 日 頃
エ 賃金計算期間及び支払日	毎月 日締め <input type="checkbox"/> 当月・ <input type="checkbox"/> 翌月 日支払
⑤ 割増賃金引上げ	加算額 万円
交付要綱第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	
ア 月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率	引上げ前: % → 引上げ後: %
イ 月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率	引上げ前: % → 引上げ後: %
ウ 引上げ時期(予定)	年 月 日 頃
エ 賃金計算期間及び支払日 (割増賃金に係るもの)	毎月 日締め <input type="checkbox"/> 当月・ <input type="checkbox"/> 翌月 日支払
(交付要綱第9条第1項第2号の成果目標を選択する場合のみ) オ 交付申請日の属する月において、労働者1人当たりの時間外労働時間数の平均が10時間以上となることが見込まれる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(交付要綱第9条第1項第2号の成果目標を選択する場合のみ) カ 令和8年4月1日以前の2年間において、いずれも月45時間を超える時間外労働を行った労働者が1名以上いる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2-4 上記2-2及び2-3に対する労働者の意見

ア 意見を聴いた労働者の職氏名	
イ 改善事業(上記2-2)に対する意見	
<input type="checkbox"/> 意見無し	
<input type="checkbox"/> 改善事業の内容を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> 改善事業の実施予定時期を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> その他()	
ウ 成果目標(上記2-3)に対する意見	
<input type="checkbox"/> 意見無し	
<input type="checkbox"/> 成果目標を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> その他()	
エ 上記意見の事業実施計画への反映 ※意見があった場合のみ記載	
<input type="checkbox"/> 全て反映	
<input type="checkbox"/> 一部反映 (理由:)	
<input type="checkbox"/> 反映なし (理由:)	

※ 記載に代えて、労使の話し合いの際の議事録を添付することでも可。

3 助成対象経費

(1) 上記2-2 (3) アの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3/4$	=	万円 (1,000円未満切捨て)
(2) 上記2-2 (3) イの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3/4$ (下に該当しない場合)	=	万円 (1,000円未満切捨て)
		$\times 4/5$ (常時使用する労働者の数が30人以下、かつ、左欄の所要額計が30万円を超える場合)	=	万円 (1,000円未満切捨て)
(3) (1) 及び (2) の合計				万円
(4) 上記2-3の上限額及び加算額の合計				万円
(5) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用) ※上記(3)又は(4)の低い方の額を記入すること				万円
(6) 長時間労働恒常化特例(支給要領第3の3(2))を適用する場合のみ回答				
ア 自然災害や商慣行等の外的要因により、容易に労働時間を短縮し難い状況にある			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
イ すべての指定事業場について、過去2年間にわたり1日も途切れることなく36協定が有効である			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
ウ すべての指定事業場について、過去2年間にわたり36協定における特別延長時間が月60時間を超えている			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

4 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記3(5)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第1号別添別紙1

指定事業場一覧

番号	事業場名	所在地	常時使用する労働者の数
1		〒	
2		〒	
3		〒	
4		〒	
5		〒	
6		〒	
7		〒	
8		〒	
9		〒	
10		〒	

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

賃金引上げ対象労働者一覧

番号	労働者氏名	採用年月日	時間給又は 時間換算額	引上げ後の額 (予定)	引上げ対象の賃 金の計算期間の 始期(予定)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※ 交付要綱第8条の成果目標(賃上げ加算)を追加する場合のみ作成すること。

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 { 第1項の規定により、
第3項の規定により修正のうえ、 } 下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より 年 月 日まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（労働時間短縮・年休促進支援コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、その内容は { 年 月 日申請書記載のとおり
下記3のとおり } です。
- 3 改善事業の実施に要する費用及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、改善事業の内容が変更された場合において、改善事業の実施に要する費用又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

改善事業の実施に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
- 4 助成金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 助成事業主は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領（労働時間短縮・年休促進支援コース）の定めるところに従うこととします。

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は 年 月 日とします。

(注)交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

- 8 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとします。

- 9 申請内容について不交付とする部分がある場合

内容及び理由

--

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

働き方改革推進支援助成金不交付決定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

働き方改革推進支援助成金交付決定取消・変更通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号による働き方改革推進支援助成金の交付決定については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

{ 第17条第1項
第10条第1項 } 及び下記の理由により { 全部を
一部を } { 取り消す
変更する } こととしたので、

通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

--

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

労働局長 殿

事業主 所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒

(提出代行者・事務代理者の表示)

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 事業実施計画変更の事由

--

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第4号別添(続紙1)

2-2 改善事業

(1) 指定事業場数(詳細は別紙1に記載)	事業場	
(2) 事業実施予定期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 交付決定の日から ~ 年 月 日
(3) 改善事業の詳細		
ア 2-1(1)①~⑤の改善事業を実施する場合		
<input type="checkbox"/> ①労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> ④就業規則、労使協定等の作成・変更		
<input type="checkbox"/> ②労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> ⑤人材確保に向けた取組		
<input type="checkbox"/> ③外部専門家によるコンサルティング		
改善事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳【 <input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 】
アの所要額計		円
イ 2-1(1)⑥~⑨の改善事業を実施する場合		
<input type="checkbox"/> ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑦労務管理用機器の導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑧デジタル式運行記録計の導入・更新		
<input type="checkbox"/> ⑨⑥~⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新		
改善事業の内容	実施予定時期	所要額の内訳【 <input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 】
イの所要額計		円
アの所要額及びイの所要額の合計		円

※ 「改善事業の内容」欄については、改善事業の実施に向けて、現状の作業方法に係る課題及び改善事業による生産性の向上や労働能率の増進の見込みについて、具体的かつ客観的に記入すること。

※ 「所要額の内訳」欄を記入する際には、支給要領第3の3(4)の経費上限額に留意すること。

2-3 成果目標

(1) 成果目標の詳細	
① 時間外・休日労働の上限設定	上限額 万円
ア 全ての指定対象事業場において、令和8年4月1日以前の2年間において、少なくとも1箇月、月45時間(1年単位の変形労働時間制により労働する労働者においては月42時間)を超える時間外労働の実態がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ【改善事業実施前】 交付申請日を有効期間に含む36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数が <input type="checkbox"/> 月80時間超 <input type="checkbox"/> 月60時間を超え月80時間以下	
ウ【改善事業実施後】(予定) 事業実施予定期間に届け出る36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を <input type="checkbox"/> 月60時間以下に設定 <input type="checkbox"/> 月60時間を超え月80時間以下に設定	
② 年休の計画的付与の導入	上限額 万円
ア 年次有給休暇の計画的付与に係る労使協定を締結していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
イ いずれかの指定事業場において、年次有給休暇の付与日数が5日を超える労働者がいる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 時間単位年休及び特別休暇の導入	上限額 万円
ア 導入する特別休暇の種類(1つ以上を選択) <input type="checkbox"/> (イ) 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ニ) 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ホ) 単身赴任者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ヘ) 自発的な職業能力開発を図る労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (ト) 地域活動等を行う労働者に対する特別休暇 <input type="checkbox"/> (チ) その他特に配慮を必要とする労働者に対する特別休暇 特別休暇名 []	
イ 事業実施予定期間中、指定事業場における、 ・時間単位年休の取得見込み _____ 人 延べ 時間 ・特別休暇の取得見込み _____ 人 延べ 日・時間	
ウ 時間単位の年次有給休暇に係る労使協定を締結していない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
エ 導入しようとする特別休暇(上記アで選択した特別休暇)について、既に導入している指定事業場がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(2) 追加する成果目標の詳細(追加しない場合は記入不要)	
④ 賃金引上げ	加算額 万円
ア 引上げ率	<input type="checkbox"/> 3%以上 <input type="checkbox"/> 5%以上 <input type="checkbox"/> 7%以上
イ 賃上げ対象労働者数 (詳細は別紙2に記載)	人
ウ 引上げ時期(予定)	年 月 日 頃
エ 賃金計算期間及び支払日	毎月 日締め <input type="checkbox"/> 当月・ <input type="checkbox"/> 翌月 日支払
⑤ 割増賃金引上げ	加算額 万円
交付要綱第9条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号	
ア 月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率	引上げ前: % → 引上げ後: %
イ 月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率	引上げ前: % → 引上げ後: %
ウ 引上げ時期(予定)	年 月 日 頃
エ 賃金計算期間及び支払日 (割増賃金に係るもの)	毎月 日締め <input type="checkbox"/> 当月・ <input type="checkbox"/> 翌月 日支払
(交付要綱第9条第1項第2号の成果目標を選択する場合のみ) オ 交付申請日の属する月において、労働者1人当たりの時間外労働時間数の平均が10時間以上となることが見込まれる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
(交付要綱第9条第1項第2号の成果目標を選択する場合のみ) カ 令和8年4月1日以前の2年間において、いずれも月45時間を超える時間外労働を行った労働者が1名以上いる	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

2-4 上記2-2及び2-3に対する労働者の意見

ア 意見を聴いた労働者の職氏名	
イ 改善事業(上記2-2)に対する意見	
<input type="checkbox"/> 意見無し	
<input type="checkbox"/> 改善事業の内容を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> 改善事業の実施予定時期を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> その他()	
ウ 成果目標(上記2-3)に対する意見	
<input type="checkbox"/> 意見無し	
<input type="checkbox"/> 成果目標を変更すべき (理由:)	
<input type="checkbox"/> その他()	
エ 上記意見の事業実施計画への反映 ※意見があった場合のみ記載	
<input type="checkbox"/> 全て反映	
<input type="checkbox"/> 一部反映 (理由:)	
<input type="checkbox"/> 反映なし (理由:)	

※ 記載に代えて、労使の話し合いの際の議事録を添付することでも可。

3 助成対象経費

(1) 上記2-2 (3) アの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3/4$	=	万円 (1,000円未満切捨て)
(2) 上記2-2 (3) イの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3/4$ (下に該当しない場合)	=	万円 (1,000円未満切捨て)
		$\times 4/5$ (常時使用する労働者の数が30人以下、かつ、左欄の所要額計が30万円を超える場合)	=	万円 (1,000円未満切捨て)
(3) (1) 及び (2) の合計				万円
(4) 上記2-3の上限額及び加算額の合計				万円
(5) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用) ※上記(3)又は(4)の低い方の額を記入すること				万円
(6) 長時間労働恒常化特例(支給要領第3の3(2))を適用する場合のみ回答				
ア 自然災害や商慣行等の外的要因により、容易に労働時間を短縮し難い状況にある			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
イ すべての指定事業場について、過去2年間にわたり1日も途切れることなく36協定が有効である			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
ウ すべての指定事業場について、過去2年間にわたり36協定における特別延長時間が月60時間を超えている			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

4 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記3(5)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第4号別添別紙1

指定事業場一覧

番号	事業場名	所在地	常時使用する労働者の数
1		〒	
2		〒	
3		〒	
4		〒	
5		〒	
6		〒	
7		〒	
8		〒	
9		〒	
10		〒	

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

賃金引上げ対象労働者一覧

番号	労働者氏名	採用年月日	時間給又は 時間換算額	引上げ後の額 (予定)	引上げ対象の賃 金の計算期間の 始期(予定)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※ 交付要綱第8条の成果目標(賃上げ加算)を追加する場合のみ作成すること。

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

労働局長 

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定したので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱(労働時間短縮・年休促進支援コース)」(以下「交付要綱」という。)第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、

その内容は { 年 月 日申請書記載のとおり } です。
下記3のとおり

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

改善事業の実施に要する経費	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加(減少)額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

(注) 交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書

労働局長 殿

事業主

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士

所在地 〒

(提出代行者・事務代理者の表示)

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた働き方改革推進支援助成金の改善事業について、

中止
 廃止

したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

(労働時間短縮・年休促進支援コース)
様式第7号の2

労発雇均 第 号
年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した働き方改革推進支援助成金の
改善事業については、審査の結果、年 月 日付けの申請に基づき { 中止
廃止 } を
承認することとしたので、通知します。

働き方改革推進支援助成金事業実施予定期間変更報告書

労働局長 殿

事業主
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る事業実施予定期間の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施予定期間の終期

変更前 年 月 日 → 変更後 年 月 日

2 交付決定年月日 年 月 日

3 変更の理由

働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書

労働局長 殿

事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

交付要綱第18条第1項により、働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施状況について、報告します。

記

改善事業の実施状況について

働き方改革推進支援助成金支払状況報告書

労働局長 殿

事業主
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

交付要綱第18条第2項により、働き方改革推進支援助成金の受給後の状況について、報告します。

記

1 報告対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 指定事業場における労働者への賃金支払いの状況について

- 指定事業場における全ての労働者（賃上げ対象労働者を含む。）について、改善事業実施後と同額又はそれ以上の額の賃金を支払った。
- 改善事業実施後の賃金額に満たない額を支払った労働者がいる。
(理由)

3 指定事業場における解雇等の状況について

- 指定事業場において、以下のいずれかに該当するできごとがあった。
- 解雇 [解雇事由:]
 - 退職勧奨による退職
 - 希望退職の募集に応募したことによる退職
- 指定事業場において、上記に該当するできごとはなかった。

働き方改革推進支援助成金支給申請書

労働局長 殿

事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた改善事業について、働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支給申請額

	円
--	---

2 その他

(1) 交付決定後に、国や地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む)・助成金を申請した又は受給した	<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない
	<input type="checkbox"/> 申請した(審査中)
	補助金の名称 []
	<input type="checkbox"/> 受給した
	補助金の名称 []
	受給者の名称 []
	受給した時期 年 月頃
(2) 交付決定後、助成金の不正受給を行っていない	<input type="checkbox"/>
(3) 交付決定後、労働基準関係法令等に係る法令違反を行っていない	<input type="checkbox"/>
(4) 現に倒産しておらず、かつ、事業実施年度内に倒産の見込みもない	<input type="checkbox"/>

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

労働局長 殿

事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施の結果について、必要な資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

続紙のとおり。

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第11号(続紙2)

2-2 改善事業

(1) 指定事業場数(詳細は別紙1に記載)		事業場	
(2) 事業実施期間(実績)		年 月 日 ~ 年 月 日	
(3) 改善事業の詳細			
ア 2-1①~⑤の改善事業を実施した場合			
<input type="checkbox"/> ①労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> ④就業規則、労使協定等の作成・変更			
<input type="checkbox"/> ②労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> ⑤人材確保に向けた取組			
<input type="checkbox"/> ③外部専門家によるコンサルティング			
実施した内容	実施時期	費用の支出実績(内訳) 【 <input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込】	交付決定額と支出実績 が異なる場合、増減額 及びその理由
アの所要額計			円
イ 2-1⑥~⑨の改善事業を実施する場合			
<input type="checkbox"/> ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新			
<input type="checkbox"/> ⑦労務管理用機器の導入・更新			
<input type="checkbox"/> ⑧デジタル式運行記録計の導入・更新			
<input type="checkbox"/> ⑨⑥~⑧に該当しない労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新			
実施した内容	実施時期	費用の支出実績(内訳) 【 <input type="checkbox"/> 税抜・ <input type="checkbox"/> 税込】	交付決定額と支出実績 が異なる場合、増減額 及びその理由
イの所要額計			円
アの所要額及びイの所要額の合計			円

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第 11 号付票 (成果目標「時間外労働の上限設定」の達成状況)

	指定事業場名	所在地	常時使用する労働者の数	申請時点における 36 協定の設定時間数 (※)		事業実施後の 36 協定の設定時間数 (※)	
				期間	延長時間	期間	延長時間
1		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
2		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
3		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
4		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
5		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
6		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
7		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
8		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
9		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間
10		〒	人	月 年	時間 時間	月 年	時間 時間

※ 36 協定の 1 か月あたりの延長時間及び 1 年間あたりの延長時間のうち、最も長い限度時間数を、指定事業場ごとに記載すること。

(労働時間短縮・年休促進支援コース)

様式第 11 号 (続紙 5)

3 助成対象経費

(1) 上記 2-2 (3) アの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3 / 4$	=	万円 (1,000 円未満切捨て)
(2) 上記 2-2 (3) イの所要額計	<input type="checkbox"/> 税抜 ・ <input type="checkbox"/> 税込 円	$\times 3 / 4$ (下に該当しない場合)	=	万円 (1,000 円未満切捨て)
		$\times 4 / 5$ (常時使用する労働者の数が 30 人以下、かつ、左欄の所要額計が 30 万円を超える場合)	=	万円 (1,000 円未満切捨て)
(3) (1) 及び (2) の合計				万円
(4) 上記 2-3 の上限額及び加算額の合計				万円
(5) 国庫補助所要額 (改善事業の実施に要する費用) ※上記 (3) 又は (4) の低い方の額を記入すること				万円
(6) 長時間労働恒常化特例 (支給要領第 3 の 3 (2)) を適用する				<input type="checkbox"/>
(7) 交付要綱第 27 条に基づき、「取得財産等」を処分する場合には、事前に労働局長の承認が必要となる場合があります。この承認は取得等から 10 年後などでも必要な場合がありますので、今後処分をお考えの場合は、必ず事前に、交付決定を受けた労働局までご相談ください。 労働局長の承認なく財産を処分した場合、交付決定を取り消し、支給した助成金の返還を命じることがあります				<input type="checkbox"/> 確認しました <input type="checkbox"/> 「取得財産等」はありません

4 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記 3 (5) の算定方法	
<input type="checkbox"/> ① 消費税仕入控除税額を除いて (税抜で) 国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ② 消費税仕入控除税額を含めて (税込で) 国庫補助所要額を算定	
(2) 上記 (1) で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ① 免税事業者である <input type="checkbox"/> ② 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③ 消費税法別表第 3 に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④ ①~③ 以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合 (消費税仕入控除税額が 0 円の場合を含む。) は、遅くとも事業実施年度の翌々年度 6 月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます (消費税仕入控除額が 0 円の場合は除く)。当該命令のなされた日から 20 日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。返還に際しては、交付要綱に基づき、延滞金が併せて課されることがあります。 上記の報告及び返還に応じなかった場合、交付決定を取り消し、支給した助成金の返還等を命じることがあります。	<input type="checkbox"/> 確認しました

賃金引上げ対象労働者一覧(実績)

番号	労働者氏名	賃金引上げ前の額	賃金引上げ年月日	引上げ後の賃金額	賃金引上げ率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※ 交付要綱第8条の成果目標(賃上げ加算)を追加する場合のみ作成すること。

働き方改革推進支援助成金交付額確定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

交付額（確定額）

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め、実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 働き方改革推進支援助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間、整理・保管してください。
- 3 交付要綱第23条1項に該当する場合には、交付決定を取り消し、支給した助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。また、不正受給を行った場合、事業主の名称等が公表される場合があります。

<アンケートのお願い>

本事業の今後の参考とするため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

[労働時間短縮・年休促進支援コース アンケートフォーム]

<https://forms.office.com/r/2XerbBDsSS>



- ※ 本アンケートフォームは令和9年4月30日まで開設しています。本アンケートに回答すると、厚生労働省が定めるプライバシーポリシー (<https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>) に同意したこととみなされます。
- ※ PC やスマートフォン等から回答可能ですが、1社あたりのご回答は1回のみとさせていただきます。

働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

労働局長 殿

事業主
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

※記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

働き方改革推進支援助成金返還命令書

殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって支給した働き方改革推進支援助成金については、下記により返還することを命じます。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること。

なお、交付要綱第24条第2項の規定により、年 月 日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。